

兵庫県成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する協議会〔議事録〕

日時：令和8年3月25日（水）13:30～15:00

場所：テレビ会議システム Webex

1 協議会の公開

委員の総意として下記の点を確認

- ・ 本協議会については、個人に関する情報を取り扱うため非公開とする。
- ・ 協議会の資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言者（委員名）の名前をマスキングした上で、兵庫県ホームページにおいて公開する。

2 報告

事務局より以下について、資料に基づき報告

- （１） 市町長申立て迅速化に向けた手引きの作成及び市町長申立研修（R8.1.27）開催結果
- （２） 令和7年度成年後見制度利用促進に係る近畿府県情報交流会（R8.2.10）開催結果

3 議題

事務局より以下について、資料に基づき説明

- （１） 令和8年度の県実施事業案について

4 報告、議題にかかる意見交換

（１）報告について

A	委員	市町長申立ての迅速化に向けた手引きについて、市町の市町長申立てを一緒に支援していく中核機関の立場で意見を出した。行政や現場、司法を含めた、本当にバランスのいい現場でも使いやすいものになってると思う。また、この手引きがあることで、市の担当者と共通言語が図れる。一緒に見ながら事例に当たっていけるので本当によかった。県が跨いでも同じことがいえると思う。現場でも喜んでいる。
B	委員	手引きについては、弁護士や裁判所の観点からも意見をいただき、いいものができたと感じている。行政側としては、どこまで親族調査をするかに一番時間かかっている。また、どのような権限で進めていくかという部分が非常に現場としても悩ましいところだったが、アドバイスを頂戴しながら進められた。研修後のアンケートでも早速スムーズにいったという声も出ている。 法改正後、どこまで市長申し立てをしていくのか、どのように進めていくのか、必要性に基づいてどのような限定的、具体的な権限付与がなされるか等について、皆様のご協力を得ながら考えていきたい。
C	委員	自治体行政の担当者は、成年後見に詳しい人だけではなく、例えば、これまで土木の事務をしていた人が来る可能性がある。そういう人でも、この手引きを読めば何とかなるものなのか。
B	委員	土木関係の工事契約をしていた事務職員が、福祉に来ることもある。手引きは、前半20分で読める部分をまずは見てもらい、より詳しくは後ろにある詳細版で実務に沿って対応するという、いい構成になっていると考えている。

(2) 議題について

D	委 員	権利擁護サポーターは、プログラムを各市町でご利用いただけるようになっており、講義はオンデマンドで、対人援助は講師を市町に派遣をするというプログラムになっている。R7 年度の実績としては、すでに市民後見人研修をしているところがプログラムの一部に活用されたのが 1 か所。市町数では 6 市町になる。新規では 1 町、1 月末から 2 月にかけて、権利擁護サポーターの養成研修を今年度新たに着手された。それぞれ、来年度も引き続き活用したいと言われているのに加えて、2 市から前向きに検討したいと聞いている。引き続きご案内していきたい。 動画は、基調講演のような内容で、オンデマンドで提供する。演習のある対人援助のプログラムは講師を現地に派遣して講義いただくというものになっている。
C	委 員	実際やってみてオンデマンドも需要がありそうか。
D	委 員	実際に活用には至らなかったが、動画を見て今後採用するかどうか確認したいということもあった。動画の内容は、成年後見制度の話だけではなく、そもそも権利というものはどう考えるのか、自分らしさとは、というところからの話もあり、市民の皆さんが最初に聞くお話としては有用ではないかと考えている。
C	委 員	市町長申立研修は、今年度は作った動画で流すのみとなっているが、別の課から異動になった職員もこの動画だけ見ればいいのか。
A	委 員	研修はマニュアルに沿った内容になっており、一定の市町職員の事務レベルのスキルがあれば、きちんと理解できる内容になってるかと思う。 動画を見て、それをもとに、先輩等に O J T を含めて聞いていくというスタイルの研修かと思う。
B	委 員	どのような段階で、どのような書類を整えていくかというのがフローになっており、それを動画で説明している。その後、現場で実際どのように動くか、具体的に書類をどのように取得するのかは、その部署での話になるかと思うので、動画の配信でも耐えられるのでは。
E	委 員	学ぼうという姿勢の人が見るのであれば問題ないだろうが、皆さん疑問や悩みなどがあるので、グループワークは毎年か 1 年半に 1 回あればいいのではないか。
事 務 局		近畿府県の情報交換会は毎年開催しており、その中で対面ではないがオンラインでの情報交換の場はある。ただ、中核機関や今後の法改正に向けてどうする等議論の幅が広く、市町長申立てだけに特化した形ではない。 おっしゃるとおり、マニュアルの内容を網羅するという目的であればオンデマンドだけの研修で問題がないかと思うが、困りごとや情報共有の場の意見交換みたいなものは検討したい。
E	委 員	例えば、動画を見た上で、1 年半ぐらいに 1 回、裁判所からこの 1 年半の動向や変化・変更点を 15 分から 30 分程度話してもらい、残り 1 時間ぐらいでグループワークをすればいいのではないか。
C	委 員	家裁もある程度協力できそうか。
F	委 員	急なご提案で、まだ内部できちんと検討しなければならないが、もちろん協力できることは前向きに対応させていただきたい。
C	委 員	対面でもオンラインでもいいので、毎年 1 回ぐらいは研修を実施したほうがいいと思う。事務局で毎年グループワークの場を作るということで検討してほしい。
事 務 局		承知した。
C	委 員	法人後見実施法人等の意見交換について説明してほしい。
事 務 局		こういう意見交換の場があるとありがたいという団体からの意見が多かったの

		で、今年と同じことを来年度もやるという形。これだけであれば、既に法人後見を実施している団体のスキルアップにはなるが、実施していない法人にも実施してほしいので、そのためにはどうすればいいのかを来年度にヒアリング等を行い研究したい。
G	委 員	いろいろな法人のやり方などを情報共有して今実施している法人については底上げをねらうとともに、法人後見を計画している法人等もあると思うので、説明会といった形で情報公開して、ひとつでも多く受けていただけるような法人が出てきてもらったらいいと考えている。
C	委 員	法人後見の担い手を増やしていくために、他にできそうなことはあるか。
G	委 員	財政面が一番悩むところではあり、法人後見を受けている団体に対し、例えば、受任件数に対して、件数に応じた費用を負担する等、各市町からの助成金等、財政面の支援があるといい。
C	委 員	県内で財政面の支援をしている自治体はあるか。全国的にはどうか。
事 務 局		県として把握してない。国庫のメニューでもないと思う。
H	委 員	私も、実際に助成金があるという話を聞いたことがないので、おそらくまだないのではないと思う。今社会福祉士会の中でも法人化しているところはあるが、その形態の違いや、その運営面への支援が法人後見を増やすために必要だと思うので、ヒアリングや事例研究をして、こういうパターンであればやりやすいということを確認していくのが必要かと思う。
C	委 員	法人後見の底上げに、補助金以外でほかに何かあるか。
事 務 局		他府県では社会福祉法人に毎年研修していると聞いている。県も参考にしていきたい。
C	委 員	例えば他府県がやっていることを他府県の担当者と呼んで、県内の社会福祉法人向けに研修を開催することは可能か。
事 務 局		カリキュラムは、市民後見養成研修のような重たいものではなかったもので、他府県の研修を参考にすることはできると思う。
C	委 員	講師を他府県にお願いする等、他府県で具体的に、社会福祉法人が法人後見を社会貢献活動の一環としてどのように実施しているのか等を話してもらう機会を作るというのを、県内の社会福祉法人向けに、オンラインでもいいので次年度トライアルで実施してはどうか。
事 務 局		おっしゃるとおり社会福祉法人の社会貢献活動の一環として、兵庫県ではそれをほっとかへんネットとして活動しているが、他府県は、社会福祉法人の一環でやりませんかとしている。そのままの形で輸入はできないと思うが、他府県の力を借りて、まずは社協や、興味ある社会福祉法人向けに1回してみるのはあると思う。
D	委 員	兵庫県内で、某市内の社会福祉法人が、社会貢献として、後見活動を始めているが、その担い手となる支援員として市民後見人養成講座を受けておられた方が活動している。実際に法人後見をしている法人から、どのようなやり方であれば、利益相反にならずにできるのか等を法人向けに話してもらうのもよいかもしれない。
A	委 員	当市でも、数年前から法人後見の立ち上げに向けた根回しをしながら動いており、高齢者の社会福祉法人と障害者の社会福祉法人に、2年前から運営委員会のネットワークの中に入ってもらい、取り組みや課題を共有している。来年度からは法人後見連絡会で意見交換していこうとしている。社協の法連協等に法人後見について話を持ち掛けた際、法人後見とは何ぞやとか、自分たちの法人がやるメリットが何かあるのかといった話がでた。他の市町でノウハウなしに実施するのは大変だと

		思うので県で発信してもらえるとありがたい。
C	委 員	S 市でしていることや他府県でしていることを研修会のような形でシェアしながら、どうすれば法人後見を増やせるか、社会福祉法人がどうすればできるかというものを出町担当者や社会福祉法人の公益担当の人向けに、次年度に対面がオンラインでもできれば、そこから広がっていく可能性はありそうだ。
E	委 員	県の社会福祉法人の青年の部会等に投げかけてはどうか。売り上げが 10 億円以上あるような法人であれば、人的な余裕があると思うので、社会的意義やメリットを示せ、ノウハウがあれば、導入してくれるのではないかと。研修だとハードルが高いので、会議の場で話してもらいたい形でもよい。 第 2 種社会福祉事業に身元保証も入った。後見や身元保証等がこういうふうにやること求められてますよと。そういう切り口でいけば、抵抗はそれほどないのでは。
C	委 員	事務局は、次年度の検討の候補の中に入れてほしい。
事 務 局		承知した。
C	委 員	市民後見人のリレー後見について教えてほしい。
B	委 員	仕組みとしては、専門職後見人において一定の法的な整理等が終わったら市民後見人にリレーするというもの。 リレー前提で申立てた案件があるが、それについては、市民後見人のリレーというより、並立して対応した方がいいという提案を家庭裁判所からいただき、いわゆる複数後見として同時に走るというような形になった。 完全にバトンを渡すだけでなく複数後見も含めれば、すでにスタートしている。 現状としては、市長申立ての部分に限定しているので、件数としてはあまりない。毎年 60 件前後市長申立てをしているが、その中でもリレーというのはなかなか難しい。比較的長いスパンで、一定の専門的な、高度な対応が必要かと思われる案件が多く、私どもとしても家庭裁判所としても市民後見の方をお願いするという判断をするのは難しい。
C	委 員	多くの自治体が、市民後見人を養成したが、何をしてもらおうかと困っている。
A	委 員	当市では、市民後見人のなり手自体が少なくなってきたおり、養成講座を募集しても、手はほとんど上がらない。また、養成した後市民後見人になる人が少ない。 また、養成後の活用の受け皿がなく、そういうところで養成を躊躇してる自治体もあり、当市でも現在養成を止めている。市民後見自体のあり方をどうしようかと自治体とも議論している。他の市町村でも多いのではないかと。 また、市民後見人と専門職とで複数後見をして、課題が解決したら市民後見人単独にしていくというスキームも何件か進めてはいるが、複数後見の煩雑さや報酬が折半になるので報酬面で折り合いがつかないこともある。その理想と現実の差があり、なかなか市民後見人の活用に手をこまねいている現状もある。
C	委 員	今後、市民後見人をどうしていきたいか。
A	委 員	市民後見人という後見の制度を残しながら、地域福祉という観点から、社協の中で権利擁護のような活動を幅広くしていただく担い手を養成していきたいとは考えてはいる。ただ、そうなると、社協の後見センターという系の範囲を超えて、社協として養成しなければならぬが、社協の体力やいろいろな部署があるなかで、なかなか取り組めていない。地域福祉とつなげた中で養成をして、その地域に還元していくような仕組みに市民後見を入れてやっていけたらと考えている。
D	委 員	社協で権利擁護サポーターに関心を持っておられるところもあるが、現状として権利擁護サポーター養成事業そのものは市町の事業であり、自治体としては、民法

		改正の動きを見て、これからどうしていくのかというところを、今様子を見ている感じがある。ただ、第2種社会福祉事業に新たなものができたときも、おそらく担い手の話は必ず出てくる。後見を終えた方をいかに支えていくのかという受け皿として新たな事業を期待されている部分もあるので、そうすると、権利擁護の視点などをもった方がサポーターとして関わるのは理想的だろうと思う。社協事業なのかどうかというところの問題や、意思決定支援サポーターを国でも研修しているが、これをどう扱っていくのかというのを見据えながら、こちらも展開をしていくことになるかと思う。
C	委 員	でもどのみち人材が不足してくる。逆に言ったら、社協の地域福祉と連動させると。逆に社協の1丁目1番地の話なんですが、市で別にセンター持ってようとも社協の方は社協でやるみたいなのは、本当は求められるのかもしれない。
B	委 員	市民後見人の活用という部分で補足すると、大体年 60 件、市長申立てしている内、10 件ぐらいは市民後見人の方にはいただいている。養成研修で毎年 10 名強養成しているので、まず新規の方に回している。 当市では、広報活動や相談室の相談員としても活躍してもらっている。経験や知識を生かして、特に市民に対して、成年後見制度をよくご存知ない、もしくは身近に事例がないという方について、広めていく活動を行っている。成年後見支援センターとともに作った成年後見制度の概要を説明する動画をまず見ていただいて、各区で相談受け付けをしたり、個別相談会や地元の集まりの場で、民生委員等とタイアップし説明会を行ったりしている。
C	委 員	ある自治体の成年後見センターの運営委員会の委員長をしているが、二次相談に特化したいのに、結局いろんなところから一次相談で、かつ、情報提供レベルの相談の電話が多くかかってしまい、二次相談になかなか特化できないという悩みが語られてた。その中で、市民後見人やその研修を受けられた方が最初の入口のところで、説明を受けてもらうことがあっていいのではと議論されていたが、それに近いところはあるか。
B	委 員	一次的に受け付けるという段階までは行ってはないが、去年は相談・説明を 150 件ぐらい行い、今年も同じぐらいの件数になる。行政と市民後見人で一緒にするのではなく、基本的には市民後見人の方にお任せしている。資料を作ったり動画を作ったりする部分については、市民後見センターがフォローに入っている。
C	委 員	次回の本会で、具体的に市民後見人をどのように活用しているかについて、5～10 分ぐらいご報告いただけるか。それがあただけで、とても参考になるし、他のセンターでも使えるスキームではないかと思う。150 件どんなことをしているのか、或いはそれをどんなふうに戻しているのか等を含めて、次回ご報告いただきたい。
B	委 員	はい。簡単でよければ。概要等の説明は、導入部分というふうに思っていたきたい。
A	委 員	当市の市民後見人は 10 人おり、養成講座をする際にその相談の窓口も置くが、一次相談、二次相談の話でいくと、複雑に入ってくる話もあり、市民後見人に任せきりでいいのかという思いもあり、どうしてもセンター職員が同席して横で聞く形になってしまっている、そういうところのノウハウをいただけたらと思う。 広報に関しては、保健センターと市民後見人と一緒に後見制度を説明していく活動に取り組んでいるが、市民が自分の口で後見制度を話すことが、市民の方に一番共感される。広報的な活動の中で、市民後見や養成講座を受講してもらった人に活動してもらっている。

H	委 員	法人後見の受け皿の問題について。 某市の権利擁護ネットワークの会議のときに法人後見の話が出て、これはやはり市町が考えていかなければならないという話になった。同市には、20ヶ所ぐらい登録している社会福祉法人連絡協議会があるが、権利擁護センターというよりも、まずは行政から法人後見とはどういうものかということのアプローチしていくことが必要ではないかという話になった。そういう動きもある。
E	委 員	市民後見への移行がそれほど多くないということであれば、新しい法制度下で後見の必要性なしということになるケース思っているほど多くないのかもしれない。
B	委 員	昨日、当自治体の専門分科会の場で、法改正後、本当に終われるのか、市民後見人にどこまで任せられるのか、そもそも任せられるものがあるのかどうか、という点を課題として、問題提起をいただいた。実際問題として、終われるのかということについては、その法的な整理が仮に終わったとしても、その人がそれ以外の部分で本当に後見の必要性がないのかと言われると、なかなか判断が難しい。金銭管理において指摘があったのは、家族が管理するとしても金融機関がどこまで了承してくれるのかという問題がある。 また、市民後見人がどこまでカバーできるのか、極端な話、専門性が高くない市民後見人、市民とのほぼ同じレベルの方が対処すべき必要性というのはどこまであるのか非常に疑問だという指摘もあった。今後法改正後の市民後見人の活躍の場を考えていかなければならない。
C	委 員	終了をどう考えるかということと深くかかわっている。終了するということは本人の法的権利を取り戻すということであるが、法的権利を取り戻すが支援は必要な人かもしれないとなった時に、どんな人がどんなふうに支援を受け続けながら終了後の人生をどう豊かに生きていけるだろう、というところを考えていかなければならないし、これはおそらく支援の一環であるため、狭い意味での法的な成年後見の話よりも、むしろ支援一般にどうつなげるのかという話のように思う。
A	委 員	おっしゃるとおりだと思う。おそらく、市民後見に移すというケースは、先ほど言われた支援でいくと1割もあるかどうかという中で、逆にそのために終活や身元保証、日自といった体制を厚くしていかなければならないとずっと思っている。専門委では、後見が終わったら全部日自で受けるのですかとかいう、そういう話もある。日自も必要で、数がどんどん増えている中で、後見が終わった後の受け皿がどうなるのかという話は結構現場サイドもドキドキしており、後見を使わなくてもいかに社会資源を活かし、地域で住んでいけるような支援体制を作るのかというところに、どういった終活や身元保証を含めた社会資源プラスそのインフォーマルな支援を含めて、どうコーディネートしていくのかというのはすごく大事だと思うのと、逆に中核機関の立場から言うと、それをどうコーディネートしていけばいいのかなというのは、未知数なところもあり、なかなか先が見えない中で、不安と感じてる部分ではある。
C	委 員	社協の日自がどうなるのかというところが今後さらに問われることになる。終わる後見となったときに、では、その日自に全部返すのがいいのか、でも日自で受け切れなかったとしても、何らかの支援が必要な人をどう考えればいいのか、ということとても大きな課題だと思う。
D	委 員	すべてのことを日自だけで支えるということは到底できないので、もともと後見制度を利用されている方は何らかの介護保険サービスなり障害福祉サービスも利用している中で、意思決定支援の部分や日常的な金銭管理、入院したらどうする、

		といったことが、対象やメニューも含めて新たな第2種社会福祉事業に移行する。一方で今の日自の体制の中で、果たしてどこまでできるのか、というところは社協サイドとしてとても不安は大きい。法改正もまだで、具体的にどうしていくのかさえ、ガイドラインも何も出てきていないので、それを見ながらということになる。ただ、第2種社会福祉事業に関しては、社協以外にも社会福祉法人や法人後見をしているNPO法人といった多様な主体の参入が期待されており、裾野を広げることで担い手を増やしていき、成年後見制度を終えた人や頼れる身寄りがいない方もいるなどところで支えていくというように、日常生活支援の部分と死後事務の部分で守備範囲プラスアルファとなる。基本はその地域のネットワークで支えていくということが大原則になるので、県社協としては関係者の皆さんとそのネットワーク体制をどう支え、どう事業を実施していくのかというものがもうひとつ大きなテーマとしてはあるので、権利擁護支援体制が重なってくるが、これからは検討しなければならないと考えている。
C	委 員	例えば市によっては、権利擁護システム委員会で課題について調べて報告書作る等、独自の動きをしているところが結構ある。日自や身寄りのない人等、成年後見制度の外側にある連動している部分についてどうしているのか、というようなことを、例えば県内社協でどうやってるのかみたいなことについて次年度に可能であれば調べてもらい、実態がどうなってるのかを次回に報告してほしい。
D	委 員	来年度、兵庫県社協では第二種社会福祉事業がどうなっていくのかの検討の前に、関係機関にヒアリングをさせていただきたいと考えている。そういうのを交えながらということにはなるかもしれないが、異動になるので後任に引き継いで検討させていただく。
C	委 員	意思決定支援研修について検討中の中身を教えてほしい。
事 務 局		今のところ基調講演を学識者をお願いして、3者のパネルディスカッションは学識者と、あと支援者かつ当事者、あともう1人当事者枠で、認知症家族の会の当事者の方もしくは家族の方に来てもらってそこでパネルディスカッション的なものを、できれば6月ぐらいにできればということで、準備を進めている。
C	委 員	市民後見人や日自の支援員、民生委員といった市民向けの普及啓発ということでよいか。今日のような議論をするという場ではなく入口の話か。
事 務 局		そうです。まずは意思決定支援の重要性を広く知ってもらうための周知啓発を考えている。 令和9年度は、どういうふうに多職種連携していけばいいのかとかいうところを法改正も踏まえながら学べるような研修を作りたいと思っている。
C	委 員	体制整備アドバイザー派遣の話で、残りの1町以外は何とかできるということか。
事 務 局		今のところはそのとおり。ただ、どこの市町も法改正に向けてどうしようと思っているところなので、さらなる具体的な動きは、法改正を踏まえてからになると思う。
E	委 員	終わるとか、地域でどう支えていくのかという話はとても大事な議論だと思う。市民後見がここまで活用されないのは、おそらく、理念的に制度設計してしまい、実態や報酬も無視してトップダウンでやるから制度としてうまくいかないのだと思う。他方で、兵庫県として或いはこの地域として、制度を支えていくようなことを我々自身がこの会議体で、考えてもいいのではないと思う。地域のNPO等いろいろな団体が受け皿になるという話もあったが、それほど上手くいかないのではないかと危惧している。弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種は、倫理規定や懲戒処分があるので上手くいくし、社会福祉法人も県の指導があるので、きちんと

		コンプライアンスやガバナンスが機能しているが、NPOや一般団体では、そういった機能がないので、上手くいかないのではないか。最終的な担い手としては、コンプライアンスを順守している団体でなければ事案を渡しにくい。日自もしかりで運営適正化委員会があり、そういう機能があるからこそ、日自は成立している。 それを兵庫県としても考えておけば、国から制度が示されたときに、うまく議論のベースが引き継げるのではないかと。次年度、調査や会議ができれば、次年度次々年度に向けて、うまくいくのではないかと。
C	委 員	成年後見が終わった後に向けて、とはいっても、実際今でもヘルパー等で終わった後のようなことをしている人がいる。実態はどうなってるのか、例えば社協のヒアリング等で、日自はどうしているのか、それ以外の事業はどうしているのかというところを、今現時点でやってることやれてないことを整理した上で、これからどうできるのかみたいなことを検討するのは次年度の課題にしたらいんじゃないかというご提案で、大丈夫でしょうか。
E	委 員	そこに何か、団体を巻き込みたい。それが社福の団体なのか。障害の団体なのかわからないが、そういうところに来てもらえると流れができるのでは。
C	委 員	施設協会的なイメージか。
E	委 員	それが何になるか分からないが、何か受けてもらえそうな人を。
A	委 員	例えば、身元保証や終活をしている団体がある。最初は民間の有志で実施し、当センターも連携しながらしてきた団体。そういうところが民間としてキーになってくるのかと思う。実際に実施している公益性があり信頼が置けるようなところに1つ入ってもらうことによって、話も広がっていくのではないかとと思う。
C	委 員	来年の前半に事務局でそういう団体にもヒアリングしてもらい、何ができるかを考えてもらってはどうか。
事 務 局		私も、4月から異動になるが、次の担当に引き継いでしっかり把握していきたいと思う。